



『東北圏だより』



新年のご挨拶

東北圏広域地方計画協議会 会長（一般社団法人 東北経済連合会 会長） 高橋 宏明

新たな年を迎え、一言ご挨拶申し上げます。

未曾有の災害であった東日本大震災から、まもなく丸3年を迎えることとなります。未だ復興の途にある東北の地ですが、昨年はいくつかありました。一つは東北楽天イーグルスの日本一です。これは被災された方々のみならず、本当に我々に勇気を与えてくれました。もう一つは、国際プロジェクトである、ILC（国際リニアアコライダー）の日本国内での候補地として、国内の研究者グループにより岩手県の北上山地が最適であるという結論が出されたことです。復興のシンボルともなり得るこのプロジェクトの実現に向けて、地域を挙げて力強く推進してまいりたいと考えております。



このように、次第に東北に運が向いてきている感じがいたします。この幸運を追い風に、復興の加速化を図っていかねばと考えております。

今、東北では、太平洋沿岸を結ぶ縦軸の三陸沿岸道路や岩手、福島横軸である高速道路を含む3本が復興道路・復興支援道路として事業が進められております。また、東北中央道、日本海沿岸自動車道も一部を除きほぼ事業が進められるなど、リダンダンシーの確保に向け、震災から得た貴重な教訓が反映されております。

一方、東北圏広域地方計画協議会では、現在、現「東北圏広域地方計画」（平成21年8月 国土交通大臣決定）のフォローアップを行うこととしております。そして、それに合わせて一昨年より行っていた総点検作業の中で、各構成機関の方々から災害対応で得られた教訓や課題を集約し、抽出した12の課題についても、進捗を確認していくこととしております。

こうした取り組みを続けながら、大震災という稀有な経験から得た貴重な教訓を活かし、東北の一日も早い復興に向けて、また、更なる発展に向けて、協議会構成機関の皆様と共に力を合わせながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上

新潟県「夢おこし」政策プランとは

新潟県では、「新潟県『夢おこし』政策プラン」を策定し、県政運営に取り組んでいます。

この政策プランは、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県」を実現することを基本理念として、「住んでみたい新潟、行ってみたい新潟」を目指すための政策の方向を示す、新潟県の最上位の行政計画であり、「産業の高付加価値化」と「くらしやすさの県民満足度向上」の2つの政策目標を掲げています。

また、民意を反映し、地域の実情にあった行政運営を進めるため、「県内総生産額の増加」や「県民満足度の向上」など、原則として、県の取組の成果としての「アウトカム指標」を政策指標（数値目標）に定め、それぞれの目標達成に努めながら、2年ごとに政策プランの進捗状況を評価し、知事の任期に合わせて4年ごとに政策プランの見直しを行っています。

政策プランの最終評価（H25.3月）

4年に1度の政策プラン見直しに向け、昨年3月、平成21年度から24年度までの政策の進捗状況について最終評価を行いました。新潟県では、評価の専門性・客観性を確保するため、外部有識者で構成する「新潟県夢おこし政策プラン評価委員会」（計14名）が評価を行っています。この評価委員会では、専門分野ごとの部局ヒアリングや分科会での議論を経て、政策目標の達成状況等について全体審議が重ねられました。

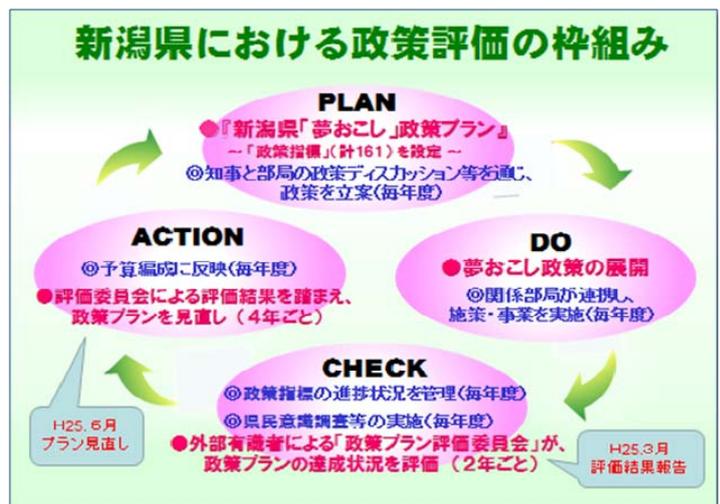
なお、評価委員からは、単に政策指標の数値が上がっているから良かった、落ちていたから悪かった、ということだけでなく、指標以外の県の取組や効果、あるいは、社会経済情勢等の外部要因も含めて、より広い視点で総合的に評価いただきました。最終評価報告書では、評価に至る考え方や政策全般に共通する意見、今後に向けた課題・提言等も幅広く盛り込まれました。

政策プランの見直し（H25.6月）

政策プランの最終評価等を踏まえ、昨年6月に、政策プランの見直しを行いました。

今回の見直しは、民意を受けたマニフェストを反映するとともに、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故を受けたエネルギー政策の転換、長期にわたる円高・デフレなどの社会経済環境の変遷を捉え、プランの評価委員会からいただいた意見・提言や、パブリックコメント等を踏まえて行ったものです。

今後、このプランに沿って、県政を取り巻く環境変化を的確に捉え、しっかりと目標管理を行いながら、「将来に希望の持てる魅力ある新潟県の実現」に向けて取り組んでいきます。



農林漁業者等による加工・販売への進出等の「6次産業化」に関する施策及び地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的として、平成22年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が公布されました。

東北農政局では、六次産業化・地産地消法に基づき、平成25年11月末までに、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に取り組む総合化事業計画262件（全国1,690件）を認定するとともに、当該事業計画が円滑に推進されるよう支援を行っています。

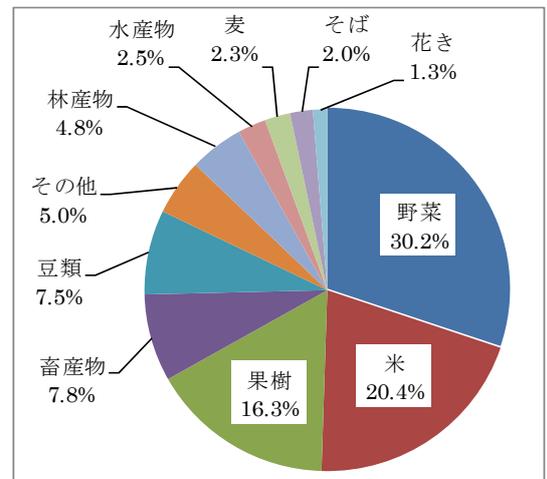
六次産業化・地産地消法施行直後は、東日本大震災の影響もあり、取組が少なかったものの、被災地の振興が進むとともに、年々取組が拡大してきております。

認定を受けた総合化事業の内容は、「加工・直売」が72.1%と最も割合が高く、次いで「加工」11.5%、「加工・直売・レストラン」8.0%、「直売」4.6%となり、全国に比べて直接販売を事業内容とする割合が高くなっています。

また、対象となる農林水産物は、野菜、米、果樹の順に割合が高く、この3品目で全体の約6割を占めています。

東北地域における6次産業化の推進に向け、東北各県のサポートセンター及び6次産業化中央サポートセンターでは、農林漁業者等からの要請に応じて専門家を派遣し、新商品開発・販路拡大のアドバイス、六次産業化・地産地消法の認定申請から認定後のフォローアップまでを一貫してサポートを行っています。今後も、こうした支援を通じて東北地域における6次産業化の取組を促進していきます。

県名	総合化事業計画の認定件数			研究開発・成果利用事業計画の認定件数	
	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係		
青森県	52	49	0	3	1
岩手県	45	41	3	1	1
宮城県	※ 51	※ 46	1	4	0
秋田県	31	29	1	1	1
山形県	43	39	4	0	0
福島県	40	40	0	0	1
合計	262	244	9	9	4



※宮城県の総合化事業計画の認定件数には、農林水産本省による認定1件を含む。

※複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画については全てをカウントした。
※ラウンドにより、合計が100%にならない場合がある。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。年末年始ゆっくり過ごされ身も心もリフレッシュしたことと思います。今年は「広域地方計画のフォローアップ」に加え「東日本大震災を踏まえた検証・点検結果による12課題」の進捗状況把握など広域地方計画に関する活動が本格化することになります。

本年も引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

『東北圏だより』に掲載する広域地方計画に関連する情報をお寄せ下さい。また、『東北圏だより』へのご質問、ご意見、ご要望等についても結構です。お気軽に次のアドレスまでメールでお寄せ下さい。

メールアドレス：kou-suishin2@thr.mlit.go.jp